

特別奨学生選抜試験



特別奨学生選抜試験の試験要項は、7月中旬に発表します。

成績優秀者の授業料等を減免します

POINT

- 成績優秀者を **特別奨学生A**、**特別奨学生B** に選抜します
- 特別奨学生A** 授業料全額相当額免除 **特別奨学生B** 授業料半額相当額免除
- 特別奨学生A及びBに選抜された場合、最長4年間にわたり授業料等の減免措置が受けられます(各年次に特別奨学生を継続するための審査があります)
- 11月以前に実施した本学の今年度の入学者選抜で合格し、入学手続をされた方も、特別奨学生選抜試験に入学検定料免除でチャレンジすることができます
- 全国8会場で受験できます
- 他大学との併願が可能です

選抜日程

出願期間	試験地	試験日	合格発表日	入学手続締切日
11/6(金)～ 11/24(火)※1	本学(岡崎)・本学(大府)・本学(松山道後) 静岡・岡山・高知・福岡・沖縄	12/6(日)	12/21(月)	(1次)2/22(月)※2 (2次)3/10(水)

※1 消印有効。締切日に限り、本学岡崎キャンパス窓口で出願を受け付けます(窓口受付時間 9:00～17:00)。

※2 (1次)入学金の納入期限。(2次)前期授業料・前期教育充実費の納入と入学手続書類の提出期限。

選抜方法 解答方式は全問マーク式

教科	科目	試験時間	選択方法
外国語	「英語コミュニケーションI、英語コミュニケーションII、論理・表現I」	(60分)	必須
国語	「現代の国語、論理国語(古文・漢文を除く)」	(60分)	2教科(2科目)を選択
公民	「公共」	(60分)	
数学	「数学I、数学A」(数学Aについては、場合の数と確率、図形の性質から出題)	(60分)	公民、理科 2教科の選択不可
理科	「生物基礎」「化学基礎」から1科目	(60分)	

※ 調査書等を参考として総合的に判定する。

【配点】各教科100点満点 計300点満点

一般入試免除合格

特別奨学生に採用されなかった場合でも、本学で実施する一般入試の合格者と同等以上の学力を有すると認められた受験者には、一般入試免除合格を通知します(合格発表日、入学手続締切日は特別奨学生選抜試験と同日程)。

特別奨学生 初年次学生納付金 ※各年次に特別奨学生を継続するための審査があります。

●令和9年度 特別奨学生の採用予定人数：心理学部最大35名 環境科学部最大25名

●心理学部

◆令和9年度入学生学納金

入学金	200,000円
授業料	700,000円
教育充実費	480,000円
合計	1,380,000円

◆特別奨学生A学納金

入学金	200,000円
授業料	700,000円
教育充実費	480,000円
免除額	-700,000円
合計	680,000円

◆特別奨学生B学納金

入学金	200,000円
授業料	700,000円
教育充実費	480,000円
免除額	-350,000円
合計	1,030,000円

●環境科学部

◆令和9年度入学生学納金

入学金	200,000円
授業料	700,000円
教育充実費	530,000円
合計	1,430,000円

◆特別奨学生A学納金

入学金	200,000円
授業料	700,000円
教育充実費	530,000円
免除額	-700,000円
合計	730,000円

◆特別奨学生B学納金

入学金	200,000円
授業料	700,000円
教育充実費	530,000円
免除額	-350,000円
合計	1,080,000円

特別奨学生選抜試験

一般選抜 一般入試

一般選抜 女子スカラシップ入試

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者、ただし女子スカラシップ入試は女子学生を対象とする

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者及び令和9年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和9年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和9年3月31日までに該当する見込みの者

具体的には、以下に掲げる①～⑦のいずれかに該当する者

- ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- ⑥ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ⑦ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者、及び令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者で、令和9年3月31日までに18歳に達する者

※上記⑦において、本学の個別入学資格審査により出願を希望する場合は、各選抜日程の出願開始日までに個別の資格審査のための書類提出が必要となります。詳しくは入試・広報部まで問い合わせてください。